

下水道の使用料金について

☎上下水道課 (21) 0244

下水道が完成し使用を始めると、排出した汚水の量に応じて「下水道使用料」を納めていただきます。「下水道使用料」は、処理場や污水管などの施設の維持管理費として使われています。

なお、排出した汚水の量が0㎡であっても基本料金が掛かります。特別な理由で長期間空き家となる場合は、中止の手続きをしてください。

使用料を納める人は

下水道に接続して使用する全ての方が使用料を納めます。アパートなどに住んでいる人も、下水道を使用している場合は使用料の支払いが必要です。

使用料の納入方法

市から送られる納入通知書により、上下水道課、各地域市民センター、または指定の金融機関へ納める方法のほか、口座振替でもお支払いできます。

下水道使用料の認定方法

使用方法	区分
上水道のみ使用している場合	上水道の使用水量を下水道の使用水量とします
井戸水のみ使用している場合	世帯員3人まで1人につき7㎡、4人目から1人につき3㎡
上水道と井戸水を併用している場合	世帯員3人まで1人につき4㎡、4人目から1人につき2㎡を上水道の使用水量に加算
井戸水を営業用に使用している場合	使用の状態に応じて決定

※井戸水を使用している場合、世帯の人数に変更が生じたら届出が必要です。

下水道使用料の算定方法

一般汚水	区分		金額
	基本料金	基本水量8㎡まで 超過料金(1㎡につき)	
		基本水量8㎡まで	1,067円
		8㎡を超えるもの	176円

例：1カ月20㎡を使用した場合

基本料金 1,067円 + 超過料金 176円/㎡×(20㎡-8㎡) = 2,112円

使用料 1,067円 + 2,112円 = 3,179円

※基本料金と超過料金の合計額に10円未満の端数があるときは切り捨てます。

なお、金額には消費税が含まれています。



あなたの里山林を整備しませんか？

☎農林課 (21) 0225

森林の持つ公益的機能の回復による防災および森林資源の保全・活用を図ることを目的とし、**里山林整備事業補助金**を新たに創設しました。対象の施業を委託した場合、補助金を交付します。

名称	目的	交付者	対象事業	施業	補助率・限度額
里山林機能再生事業補助金	森林資源の保全・活用を進めるため、人が入りやすい状態まで里山林の手入れを行い機能再生を行う	森林所有者、または管理者 (2人以上で共同申請)	天然林・竹林などで、右記の施業を委託により1団地当たり50a以上行うもの (集落内、沿線上などで一体的に管理されるもの)	皆伐	委託費の9/10以内で かつ上限101,000円/10a
				除伐	委託費の9/10以内で かつ上限77,000円/10a
				アクセス整備	委託費の2/3以内で 1申請あたり上限150,000円 補助額2,000円/m以内
里山林防災事業補助金	人家の周辺などの里山林を整備することによって、倒木や枯れ枝による災害を未然に防ぐ	森林所有者、または管理者 (個人での申請可能)	人家、進入路、水路、倉庫等の保全対象に接した天然林・竹林などで、右記の施業を委託により1カ所当たり5a以上行うもの	皆伐	委託費の2/3以内で 上限101,000円/10a
				除伐	委託費の2/3以内で 上限77,000円/10a

※施業の内容

皆伐(かいばつ)…一定範囲の樹木・竹を全部伐採

除伐(じよばつ)…有用木の育成を妨げる他の樹木や雑草木の切り払い

アクセス整備…皆伐または除伐の実施と併せて、幅2m以上の新たな作業道整備を実施

募集職種	受験資格	採用予定人員
事務職	大学卒 平成5年4月2日以降生まれの人	5人程度
土木技術職	昭和60年4月2日以降生まれで、土木専門課程卒業(見込み)の人	3人程度
建築技術職	昭和60年4月2日以降生まれで、建築専門課程卒業(見込み)の人	2人程度
文化財保護主事	昭和60年4月2日以降生まれで、文化財保護主事資格を有する人(取得見込みの人)	1人程度
保育士 保育教諭 幼稚園教諭	昭和60年4月2日以降生まれで、保育士資格と幼稚園教諭普通免許の両方を有する人(取得見込みの人)	2人程度
消防職	大学卒 平成5年4月2日以降生まれの人	3人程度

※受験資格について詳しくは実施要項をご確認ください。

令和2年度採用市職員募集

令和3年4月1日付採用の市職員を募集します。意欲と情熱のある人の応募をお待ちしています。

受付期間 6月18日(木)まで
受付場所 総務課職員係(消防職以外) ⑦16・8501(住所不要)
 /消防本部消防総務課庶務係(消防職) ⑦16・0046 高梁市横町1693・1)
1次試験日 7月12日(日)
1次試験(筆記試験)会場 高梁総合福祉センター
 ※筆記試験実施後の7月23日(木・祝)に集団討論を行います。
申込用紙配布場所 受付場所と各地域局に備えているほか、市ホームページからダウンロードできます。
郵送による申し込み 受験票送付のため、宛名を明記して84円切手を貼った封筒を同封し、受付場所へ送付してください。(6月16日(火)の消印まで有効)
 ☎総務課 (21) 0205
 ☎消防総務課 (21) 0122



成羽複合施設の愛称が決定しました!
 成羽複合施設の愛称募集に74点の応募があり、渡邊醇造さん(成羽町下原)の「たいこまるプラザ」に決定しました。「子どもの頃によく遊

伐採木を無償で提供します
 道路改良や市道などの維持管理で発生した伐採木を無償で提供します



建設中の「たいこまるプラザ」

んだ鶴首城の太鼓丸のように皆さんに愛着をもっていただきたいと思います。う思いが込められています。
 決定した愛称を広く活用するとともに、市民の皆様へ愛され、親しまれる施設となるように整備をすすめてまいります。多くのご応募をありがとうございます。
 なお、新型コロナウイルス感染症対策におけるテレワークの実施などにより、工事の工程に見直しが生じたため、6月の開館予定を延期します。
 また、多くの来場者が想定される内覧会は中止とします。開館日については、決定次第お知らせします。
 ☎社会教育課 (21) 1514

伐採木提供までの流れ
 ①引き取り希望日時などを建設課へ連絡(必須)
 ②建設課へ連絡後、提供場所へ取りに行く(各自で積み込み)
 ③注意事項を遵守して伐採木を利用

【注意事項】
 ①提供場所に職員は常駐しませんので、伐採木の運搬や積み込みは各自で行ってください。その際に発生した怪我や事故などに関して市では責任を負いません。
 ②トラックなどへの積み込むときは過積載とならないように注意してください。
 ③他の利用者のために場内はきれいに利用してください。
 ④伐採木の不法投棄、他人への譲渡は禁止です。
 ☎建設課 (21) 1204

